

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：千葉県

本県では、県内で働く意欲と能力のある障害者や企業等からの就業・雇用相談、実習や障害者の職場開拓、継続就労支援など障害者就業に関するサービス提供を目的として「千葉障害者就業支援キャリアセンター」を平成15年から設置したほか、福祉圏域ごとに設置されている「中核地域生活支援センター」に就労支援ワーカーの配置を順次進めるなどの取組を行った。

また、第三次障害者計画の推進体制の一環として官民協働の「福祉作業所のあり方研究会」を設置し、その中で福祉作業所等から一般就労への移行促進方策についての検討を行ったほか、県庁内で障害者の福祉・教育・雇用部分を所掌する関係課が定期的に情報交換等を行う場を作り、円滑な施策の推進に努めている。

昨年度より教育・雇用部分を所掌する関係課が協働して、盲・聾・養護学校の教員が障害者を雇用している企業で実習を行うシステムを作り、就労に向けた進路指導の充実を図っている。

さらに、労働局とも雇用対策連絡調整会議の障害者対策連絡会として定期的な調整を行っているところである。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①授産施設等の就労継続支援（雇用型）及び就労移行支援への移行支援と障害福祉計画の作成 ②盲・聾・養護学校においては、社会参加と自立に向けた小・中学部から高等部までの一貫した教育の充実や、進路指導・卒業後の支援の充実等 ③企業が積極的に障害者を雇用していくための意識改革、雇用拡大のため新たな就労形態・職域の開拓等 ④障害者が安定かつ継続して就労を行うための定着支援
検討体制	①については、障害福祉計画を千葉県障害者施策推進協議会に諮り策定した後、一般就労移行については、あらためて関係部局、関係機関による連絡会議を設置したいと考えている。 ②については、福祉、労働等の関係機関と連携をとりながら個々のニーズに応じた個別の教育支援計画を作成し、実行する。 ③及び④について、まずは障害者の一般就労促進を図るため、県庁の福祉部門、商工労働部門、教育部門及び千葉市の福祉部門、商工労働部門の関係課長からなる「千葉障害者就業支援キャリアセンター連絡会議」を設置した。
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施、圏域調整会議の体制整備等（①） 7～8月 市町村、圏域調整会議による調整（①） 9月 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画（案）取りまとめ（①） ・千葉障害者就業支援キャリアセンター連絡会議（③及び④） 3月 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉障害者就業支援キャリアセンター連絡会議（③及び④）
国との連絡調整窓口	担当：健康福祉部障害福祉課 吉武 TEL:043-223-2935 FAX:043-222-4133 E-mail: t.yshtk@mc.pref.chiba.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

東京都

【これまでの取組】

教育庁：各校の進路指導教員等が実習先や就労先などの企業開拓を実施するとともに、企業向けセミナーを実施（ハローワークによる企業の参加奨励）
(企業就労率：15年度卒業生：28.1%、16年度卒業生：30.1%、17年度卒業生：33.6%)

平成16年11月策定の東京都特別支援教育推進計画の中で就労支援の方策と、生徒全員の企業就労を目指す、知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校（永福学園養護学校（仮称）・青梅東学園養護学校（仮称）・南多摩地区区学園養護学校（仮称））の設置を示した。

産業労働局：国の障害者基本計画に盛り込まれている「施設等から地域生活への移行の推進」を踏まえ、授産施設等の利用者のうち、就職への意思・能力の高い障害者を一般就労へ移行するための支援を行っている。

福祉保健局：福祉施設から一般就労への移行を支援するため、平成12年度から東京都独自に「区市町村障害者就労支援事業」を28区市で実施

本事業の支援コーディネーターを中心に、各区市毎に福祉、教育、労働の関係機関等の支援ネットワークを設置

平成17年度から「施設外授産事業」1か所のほか、小規模作業所等を対象とした東京都独自の「企業内通所授産事業」を5か所で実施

東京労働局：平成17年度から、ハローワーク渋谷において「地域障害者就労支援事業」を実施

- ・精神障害者ジョブガイダンス事業の実施にあたって、福祉保健局、精神保健福祉センターと連携
- ・東京労働局と東京都保健局等との連絡・調整の機関として、平成12年度から「東京障害者雇用連絡協議会」を開催（年2回）
- ・東京労働局及び都内ハローワークにて、養護学校、福祉施設等から職場実習の受け入れを実施するほか、都内ハローワークで、「区市町村障害者就労支援事業機関」等福祉施設から職場実習を経て知的障害者を採用（現在3所12名採用、5月以降3所7名採用予定）
- ・雇用率達成指導と連動した「委託訓練」エントリー企業の確保
- ・民間企業の人事担当者向けに東京経営者協会と開催する「障害者雇用支援セミナー」（平成17年度10回実施）において、養護学校や就労支援機関の連携による障害者雇用好事例を紹介

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題 及び検討体制	①養護学校卒業生の一般事業所への就職率向上と職場定着支援 企業等アドバイザー事業（知的障害養護学校高等部設置校にアドバイザーを派遣し、作業学習等への助言を行う。） 東京都養護学校等就労サポート事業（実習先や就労先の開拓や職場定着支援等を行う。） 企業向けセミナーの実施（企業等の人事担当者等に対し、パネルディスカッション等を実施する。） ②知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校の開校 19年度：都立永福学園養護学校、21年度：都立青梅東学園養護学校、22年度：南多摩地区区学園養護学校（いずれも仮称） 産業労働局 ①地域における障害者就業支援 ②知的障害者のオフィス体験実習の実施・臨時雇用の開始 ③福祉施設利用者の一般就労への移行率の向上 ○重度障害者就業対策連絡会を設置（3か月に一度、福祉、労働、教育の関係機関による連絡会を開催） 福祉保健局 ①障害者地域生活支援・就労促進3か年プランの着実な推進 新事業体系への移行を推進するための基盤整備（東京都独自の整備費特別助成）の推進 区市町村障害者就労支援事業及び企業内通所授産事業の拡充、小規模作業所の経営改革の推進 東京労働局 ①障害者の受け入れの第一層の確保（民間企業、公的機関）担当制、具体的な提案型雇用率達成指導の実施 ②福祉施設・就労支援機関等との連携 ③大規模養護学校との連携（実習先の確保、職業相談体制）
全体スケジュール (平成18年度)	4月～6月 新事業体系への移行希望調査の実施・東京都のサービス基盤整備に関する基本指針の作成・公表 7月～2月 東京都障害福祉計画策定委員会の運営及び障害者雇用促進施策の目標設定のための調整会議の開催 区市町村障害福祉計画におけるサービス必要見込量の算出作業との調整 3月 東京都障害福祉計画の策定・公表
国との連絡調整窓口	教育庁学務部義務教育心身障害教育課心身障害教育企画担当係長 落合 電話03(5320)6753 産業労働局雇用就業部就業推進課就業推進係障害者就業担当 馬場・島田 電話03(5320)4663 福祉保健局障害者施策推進部計画課計画担当係長 奈良 電話03(5320)4100.

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名：神奈川県

【これまでの取組】

本県においては、障害者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着を支援するための地域就労援助センターを各保健福祉圏域ごとに整備し、各機関と連携の下、障害者の就労に取り組むとともに、障害者雇用推進として普及啓発、雇用の場の創設、職場定着の促進、支援体制の整備についても取り組みを進めてきた。

また、養護学校の在学中から卒業後の生徒の就労支援のために県内8圏域で進路開拓労働・福祉・教育地区会議をそれぞれ開催し、地区の関係機関が集まり、情報交換を行っている。

さらに、厳しい障害者雇用状況を改善するため、「神奈川県障害者雇用推進連絡会」を平成18年3月に設置し、労働団体、使用者団体、行政が連携して対策の検討を行うこととしている。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 障害者自立支援法の趣旨を踏まえた具体的方策の検討と障害福祉計画への反映 「就労移行支援」と「就労援助センター」との相互連携のあり方 「就業・生活支援センター」と本県で設置している「就労援助センター」との整合 等 ② 国労働局及び県商工労働部、保健福祉部、教育局等の関係機関の連携強化 ③ 県内企業の実雇用率の向上 ④ 職場定着率の充実
検討体制	検討中
全体スケジュール (平成18年度中)	4~6月 新体系に基づく移行希望調査を実施、圏域における体制整備等 7~8月 市町村、圏域についての調整 10月 障害福祉計画(案)作成 3月 障害福祉計画決定・公開
国との連絡調整窓口	保健福祉部障害福祉課社会参加推進班 石井 奈保子 電話 045-210-4709 フax 045-201-2051 電子メールアカウント ishii.8mj5@pref.kanagawa.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

新潟県

【これまでの取組】

県内3カ所の障害者就業・生活支援センターを中心に、県、市町村、労働局、ハローワーク、福祉施設及び養護学校等で構成する会議を開催し、連携を図りつつ障害者雇用の促進に努めている。また、福祉サイドで、知的障害者ホームヘルパー資格取得研修や精神保健福祉制度を実施するとともに、労働サイドでは、テクノスクール等における職業訓練や新潟労働局等との連携による雇用を前提とした職場適応訓練、就職面接会等を実施し、雇用促進に取り組んできた。養護学校卒業生の就職については、福祉・教育部門及び労働局が連携し、事業所等への就職を支援している。今後はより多くの障害者の就労支援につながるよう、関係機関の連携方法を明らかにする必要がある。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 授産施設等の就労継続支援及び就労移行支援への移行支援、工賃アップ ② 養護学校卒業生の就職率向上 ③ 職業訓練修了生の就職率の向上 ④ 県内企業の法定雇用率達成割合の向上 ⑤ 障害者就業・生活支援センターの箇所数増
検討体制	① 「障害児進路指導担当者会議（福祉・教育部門及び労働局の連携による）」において意見交換を行う。 ② 「障害者就労支援基盤整備事業」（新潟労働局所管）により、アドバイザーの派遣や就労支援セミナー等、福祉施設に対する支援を行う。 ③ 福祉サイドから一般就労へ送り出す仕組みの整備が進められることから、その「受け皿」を拡大するため、新たに「障害者職域拡大アドバイザー」（県労働部門所管）を県下全域に配置し、企業の求人開拓等を実施する。
全体スケジュール (平成18年度中)	~9月 新事業体系に基づく移行希望調査、圏域調整会議の体制整備、市町村他関係機関による調整 10月 障害福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	○ 障害者の就労支援に関する事 - 新潟県福保健部障害福祉課 育成係 和泉利子 (TEL: 025-280-5228 FAX: 025-283-2062 E-mail: T0402604@mail.pref.niigata.jp) - 新潟県福保健部健康対策課 精神保健福祉係 大矢政昭 (TEL: 025-280-5201 FAX: 025-285-8757 E-mail: T0402403@mail.pref.niigata.jp) ○ 障害者の雇用対策に関する事 - 新潟労働局職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官 長柄豪 (TEL: 025-234-5837 FAX: 025-232-3382 E-mail: h.nagara@niigata-esd.go.jp) - 新潟県産業労働観光部労政雇用課 雇用対策班 大田佳美 (TEL: 025-280-5270 FAX: 025-280-5493 E-mail: T0500504@mail.pref.niigata.jp) ○ 障害者の就業訓練に関する事 新潟県産業労働観光部職業能力開発課 指導係 和須津和一九 (TEL: 025-280-5262 FAX: 025-280-5168 E-mail: T0500602@mail.pref.niigata.jp) ○ 養護学校生徒の就職に関する事 新潟県教育庁義務教育課 障害児教育係 中島秀晴 (TEL: 025-280-5606 FAX: 025-285-8087 E-mail: T0500406@mail.pref.niigata.jp)

障害者の就労支援に向けた取り組みについて

(別添3)

【これまでの取り組み】

都道府県名：富山県

- ・ 職場適応訓練・・・就職を希望する障害者に一定期間の事業所訓練を行い、訓練後に事業所への雇用を図る
- ・ 障害者雇用継続奨励金・・・職場適応訓練終了後も、障害者を雇用する事業主に対して奨励金を支給
- ・ 障害者雇用支援月間・・・街頭キャンペーンや障害者を雇用している事業所の表彰を行う
- ・ 知的障害者雇用奨励金・・・常用労働者の一定数を越えて知的障害者を雇用している事業主に対して奨励金を支給
- ・ 障害者雇用推進員の配置・・・雇用開発協会に障害者雇用推進員を配置し、国、県の障害者施策のPRや求人開拓を行う
- ・ 障害者雇用推進会議・・・経済団体、労働団体、障害者団体、行政機関が集まって障害者雇用に関する意見交換を行う
- ・ 県政バス教室の開催・・・障害者雇用に取り組んでいる施設や企業を訪問し、障害者雇用への理解を深める

【今後の取り組み】

事項	取組み
当面の課題	本県の障害者の雇用状況は、依然として厳しい状況にある（実雇用率1.52%）。 障害者自立支援法が国会で成立し、今後一層、福祉から就労への移行が促進されることとなる。
検討体制	障害者の就職に当たっては、就職と生活の両面からのサポートが必要であり、障害者就業・生活支援センターの取り組みが成果を挙げている。今後、ますます就業・生活支援センターの役割が重要となることから、障害者の就職についてノウハウと実績のある就業・生活支援センターを活用し、障害者のチャレンジトレーニング（就業体験）を1週間から1ヶ月実施する。
全体スケジュール (平成18年度中)	障害者就業支援センターからのチャレンジトレーニング事業の申請を受け、県はセンターが支払った実習先への謝金、保険料、訓練者の手当について奨励金としてセンターに支給する。
国との連絡調整窓口	労働雇用課 本間主事 電話076-444-8897 FAX076-444-4405 E-mail:koji.honma@pref.toyama.lg.jp

(別添3)

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：石川県

本県においては、石川障害者職業能力開発校での能力開発、障害者職場適応訓練、障害者の態様に応じた多様な委託訓練のほかに障害者職場実習等を実施し企業の障害者雇用への理解と協力を求めるとともに、障害者の雇用支援を行ってきたが、本県の障害者雇用率は、1.61%（H17.6.1現在）と全国よりは高いものの、法定の水準には達していない状況にある。

【今後の取組み】

事項	取組
当面の課題	県内企業の法定雇用率達成割合の向上
検討体制	関係機関との連携により、各機関での取組みの普及啓発を図る。
全体スケジュール (平成18年度中)	4月 関係機関業務連絡会（労働局、県労働企画課、（社）石川県雇用支援協会、石川障害者職業センター） 7月 石川障害者雇用連絡協議会 9月 障害者雇用支援月間街頭キャンペーン 10月 高齢・障害者ワークフェスタ（障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者の表彰式、講演等）
国との連絡調整窓口	商工労働部労働企画課 主任主事 木下直子 TEL076-225-1532 FAX076-225-1534 naoko@pref.ishikawa.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：石川県

県教育委員会においては、平成15年度より、個別に応じた進路指導の充実事業を実施し、生徒が主体的に進路選択する能力や態度及び望ましい職業観や勤労観の育成し、職業的な自立を推進している。内容としては、①個別移行支援計画の策定・活用 ②就業体験実習サポーター派遣 ③職場見学、就業体験実習の拡充 ④卒業生への追指導の充実である。特に②では、知的障害養護学校にサポーターを派遣し、職場適応への支援により、前年度より就職率の向上が見られた。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	① インターンシップ受入れ企業の不足と同時に、インターンシップが一般就労に結びつくケースが少なくなっている。 ② 各学校において個別移行支援計画を作成したが、活用はこれからの課題 ③ 就業・生活支援センターからジョブコーチの支援を受けることが困難な地域の学校への支援
検討体制	就労に係わる機関等によるインターンシップ促進連絡協議会の設置 ・インターンシップ等における現状と課題の明確化 ・他県の取組の調査研究 ・インターンシップ受入れ企業のデータベース化 ・個別移行支援計画のモデル実施 <委員：石川労働局、県商工労働部、ハローワーク、障害者職業センター、雇用支援協会、企業、保護者、就業・生活支援センター、盲ろう養護学校等>
全体スケジュール (平成18年度中)	5月 インターンシップ促進連絡協議会委員の委嘱及び第1回連絡協議会の開催 6月 前期インターンシップの実施 7月 データベース化への準備 9月 他県から講師を招聘し、研修会の開催 11月 後期インターンシップの実施 1月 まとめ
国との連絡調整窓口	石川県教育委員会事務局学校指導課特別支援教育グループ 北元和洋 TEL(076)225-1829 FAX(076)225-1832 メール k-kazu@pref.ishikawa.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：石川労働局

就職目標件数を設定し、きめ細やかな職業相談により、就職者の大幅な増加に取組んでいる。

ハローワークにおいて、関係機関（障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）との連携及び各種援助制度の活用により、障害者就業支援を実施している。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	障害者自立支援法の施行により、就労移行支援事業がスタートすることから、通所後期にどのようにハローワークが支援関わっていくか、体制を構築する必要がある。 発達障害者の就労支援について、ノウハウを蓄積し、的確な就労支援を実施する必要がある。 障害者雇用率未達成企業、地方自治体等に対して達成指導を強化する必要がある。
検討体制	障害者雇用連絡協議会（局）、障害者雇用連絡会議（県内4箇所）の充実。
全体スケジュール (平成18年度中)	4月 地方自治体に対する障害者雇用の要請。 5月 障害者自立支援法、発達障害者の知識を付与するためのハローワーク担当者研修の実施。 7月から12月 民間企業に対する雇用率達成指導。 12月 精神障害者ジョブガイダンス事業の実施。 年間 同行紹介等きめ細やかな職業紹介・職業指導の実施。
国との連絡調整窓口	職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官 中嶋雅彦 TEL 076-265-4428 FAX 076-261-1408

障害者の就労支援に向けた取組みについて

障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議出席者一覧

都道府県名：福井県

【これまでの取組】

福井労働局が開催する障害者就職面接会等を通じて、就労促進を図るとともに県の実施する障害者委託訓練の相談にも応じ、障害者のニーズに応じた相談援助に努めている。

障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターと労働局との連携を密にして障害者の就労支援に努めるほか、職場適応訓練やトライアル雇用制度、ジョブコーチによる人的支援も併用しながら就労を支援している。

県内のハローワークに障害者雇用相談員を配置し、就職を希望する障害者に対し就職の準備段階から職場定着までのきめ細かな支援を行うとともに、職場適応訓練終了者を継続雇用した場合の「障害者定着雇用奨励金」の支給や、国における障害者雇用調整金など各種支援措置の活用を奨励している。

県内の医療機関、精神障害者通所授産施設等と労働局との連携により、精神障害者のジョブガイダンスを実施するとともに、精神障害者の社会復帰に理解のある事業所への訓練の委託を行っている。

地域障害者就労支援事業(全国で10箇所で実施)実施のため、ハローワーク教習では地域の障害者福祉施設等との就労支援ネットワークを構築し、福祉的就労から一般就労への移行を支援している。

盲・ろう・養護学校と労働・福祉等の関係機関との連絡会を開催し、産業現場等における実習の状況、卒業後の進路などの情報・意見交換を行うことにより、各学校の進路指導を進める上で、本連絡会の情報を生かしている。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①授産施設等の移行支援と障害者計画の策定 ②県内企業の法定雇用率達成割合の向上 ③各学校個別の支援計画の策定と卒業生の就職率低下への対応 ④ハローワークと管内の障害者福祉施設等との就労支援ネットワークの構築
検討体制	①障害児就業等支援連絡会議を設置(企業・労働局・保護者・県(福祉・産業労働・教育)の連携) ②福井障害者就労・生活支援センターに関係機関調整会議を設置(福祉・産業労働・労働局の連携) ③就労支援に向けたネットワークをハローワーク単位で構築し、就職支援の取組みを強化するため、障害者雇用連絡会議に管内の福祉施設等を加える。(福祉・産業労働・労働局の連携)
全体スケジュール (平成18年度中)	4月～6月 新事業体系に基づく移行希望調査の実施 7月～9月 市町村・圏域別の調整 (中間報告) 3月 障害福祉計画取りまとめ } 障害児就業等支援連絡会の開催 (年3回程度)
国との連絡調整窓口	福井県健康福祉部障害福祉課 障害者福祉計画グループ TEL 0776-20-0338 FAX 0776-20-0639 e-mail syogai@pref.fukui.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組みについて

【これまでの取組】

都道府県名：山梨県

山梨障害者雇用連絡協議会を通じて、山梨労働局と山梨県(関係部局)、障害者職業センター、雇用促進協会等との間で円滑・効果的な連携を図るとともに、これらの合同による取組として、障害者雇用啓発キャンペーン等に取り組んでいる。

また、山梨県教育委員会が主宰する特別支援連携協議会に山梨労働局やハローワークも参画して就労支援の連携を図った。

山梨県の平成18年度新規事業(障害者就労支援関係・県単独事業)として、主なものは以下の通り。

①山梨県就業支援センターに、就職支援コーディネーターを設置

障害者対象の職業訓練に本県独自の制度として、「就職支援コーディネーター」を設置し、就職先の企業開拓、ハローワーク、ジョブカフェでの情報収集、訓練生への情報提供、就職相談、企業ニーズと訓練生の希望等のマッチングの調整などを図り、就職に結びつける。

②「やまなし障害者企業立ち上げプロジェクト」(県単独・3ヶ年継続事業)

障害をもつ人を中心とした新たな一般就労企業の立ち上げ支援事業を、3年継続で実施する。

(支援スタッフ配置、啓発セミナー開催、障害者起業チーム公募・選考、起業塾開催、初期投資経費助成、アドバイザー派遣等)
など(新規7事業、拡大5事業、臨時3事業)

【今後の取組】

事 項	取組
当面の課題	①障害者の就労支援に係る、関係機関の連携体制の強化 障害者自立支援法の施行等を踏まえて、従来以上に福祉関係者と雇用・就労支援関係者との連携を強化する必要がある。 ②県内企業の法定雇用率達成割合の向上 等
検討体制	①既存の山梨障害者雇用連絡協議会以外に、障害者自立支援法に基づく自立支援協議会(障害者の相談支援関係者の連絡組織、全県及び地域毎に設置)の設立、特別支援教育に係る特別支援連携協議会(教育・医療・保健・福祉・労働等の連携、広域及び地区毎に設置)など、相互の連携を図る。 ②従来からの取組以外に新たな障害者就労支援事業にも鋭意取り組み、障害者の雇用・就労を一層推進する。
全体スケジュール (平成18年度中)	(障害者雇用連絡協議会) 5／23開催予定 (障害者自立支援協議会) 5～9月：全県及び地区毎の設立準備、10月：全県及び地区毎の協議会設立 (特別支援連携協議会) 4月：協議会委員の確定、5～2月：広域会議(3回)、地区会議(3回)開催予定
国との連絡調整窓口	山梨県(福祉保健部(障害福祉課、健康増進課)、商工労働部(職業能力開発課)、教育委員会(新しい学校づくり推進室)、山梨労働局(職業安定部職業対策課))

障害者の就労支援に向けた取組について

長野県

【これまでの取組】

国はもとより、県の社会部と商工部が連携。社会部が障害者就業支援ワーカー11人を障害者総合支援センター（3障害対応の総合相談窓口）に配置するとともに、商工部では求人開拓員10人を地方事務所に、また障害者職業訓練コーディネーター2人を技術専門校に配置し、「①生活・就業相談→②就業前訓練・企業実習→③求人開拓・職業紹介」の体制を整備。その結果、平成16年5月～18年3月の間に「一般就労」380人超、「福祉就労」70人超、「職場定着支援」500人の成果が得られた。なお、平成17年度ハローワークを通じての就職者は941人であった。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①一般的な障害者にとまらず、養護学校の生徒・卒業生の企業への就職率向上と職場定着支援の充実 ②作業所等の工賃アップ ③新事業体系移行に伴う「就労移行」・「就労継続」支援及び障害福祉計画の策定
検討体制	①新たに授産活動活性化支援員4人を拠点の障害者総合支援センターに配置するとともに、ビジネス感覚のある民間事業者を製品開発販売と受注開拓分野のコーディネーターとし、毎月関係者による営業会議を開催し、作業所等の工賃アップを図る。（例）営業会議では、売れる商品の開発、企業へのセールス、農家との就労マッチング、作業所の生産所か販売所への特化とそのネットワーク化ほかを検討 ②障害者民間活用委託訓練（障害者の態様に応じた多様な委託訓練）については、コーディネーターを新たに2人追加し4人体制とし、就業前の準備訓練を重視するなど就職率50%の達成に向け、更に充実していく。 ③長野県経営者協会、連合長野による長野県「障害者雇用・ノーマライゼーション促進」協議会を設置 ④社会部、商工部、教育委員会でプロジェクトチームを発足し、養護学校の生徒の就職を含めた障害者の就労を支援する方策を検討する。 ⑤各圏域で養護学校の進路指導担当を交えた関係者による合同会議を開催し、就労支援に係るネットワークを構築する。
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査（国）及び授産活動実態調査（県）を実施、県の基本方針を立案 7～8月 市町村との調整 9月 障害福祉計画の中間とりまとめ及び法定外施設（共同作業所、小規模訓練施設）の県の支援のあり方のとりまとめ 秋 障害者を対象とした就職支援フェアを開催
国との連絡調整窓口	○商工部 雇用・人材育成チーム 就業支援ユニット 青山和司 電話 026-235-7201 FAX 026-235-7328 Eメール koyo@pref.nagano.jp ○社会部 障害者自律支援チーム 就労支援ユニット 仁科英孝 電話 026-235-7105 FAX 026-234-2369 Eメール seikatsu-shien@pref.nagano.jp

障害者の就労支援に向けた取組について (別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：岐阜県

本県においては、H13年度に全県的に雇用機会の確保と提供を検討する場として、経済団体・障害者団体・福祉団体・NPO等からなる「県障害者雇用対策協議会」を設置したが、対象エリアが広範に過ぎ具体的な方策を打ち出せないできた。自立支援法の施行にあわせた、有効な関係機関の連携策を検討中。具体的な就労支援のための事業展開としては、国補事業「障害者就業・生活支援センター」（2カ所）のほか、県単独の事業として、一般就労を希望する授産施設利用者ごとの個別支援計画に基づく施設内指導・職場実習とともにハローワークや受け入れ企業との調整役を担う「就労移行支援員」を複数の授産施設にモデル的に配置し、その成果の普及による障害者の就労促進を試みているところである（H17～「障害者就職促進モデル事業」）。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	○これまで施設中心であった就労支援を地域（市町村）が中心となって進めていく方向へと転換する。 ○このため、県下5圏域ごとに、市町村、経済団体・企業、施設・学校、障害者団体等が協働して地域の障害者就労についての実践的な対応策を協議できる体制づくりを行うとともに、一般就労を望む在宅障害者（養護学校卒業生を含む）と受け入れ企業等をつなぐ仕組みづくりに取り組む。
検討体制	○5圏域で「障害者自立支援推進会議」及び「障害者自立支援フォーラム」を開催 → 地域社会を挙げて障害者自立支援のための連携・協力体制の構築（構成：県振興局、市町村、NPO等民間団体、行政機関（ハローワーク、養護学校）、保健医療機関、事業者団体、障害者関係団体等） ○5圏域で「障害者就労（雇用）支援地域協議会」を設置 → 地域での就労（雇用）支援、ネットワークの構築
全体スケジュール (平成18年度中)	5～6月 5圏域で「障害者自立支援推進会議」の開催準備開始 10～11月 5圏域及び全県で「自立支援推進会議」及び「障害者自立支援推進フォーラム」を開催 11月 「障害者就労（雇用）支援地域協議会」を設置 3月 上記による成果（障害者就労促進のための方策）を障害福祉計画に反映
国との連絡調整窓口	健康福祉部 障害福祉課 野々村高志 電話 058-272-1111（内線2613） FAX 058-273-9650 e-mail nonomura-takashi@pref.gifu.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】各部門

都道府県名： 静岡県

本県においては、障害者就業・生活支援センター、障害者就業・生活支援ミニセンター、障害者職業訓練校等における職業訓練の活用により、障害者の就労支援を行うとともに、障害者雇用連絡協議会を開催し、福祉・商工労働・教育及び労働局の各部門で情報を共有するよう努めている。養護学校卒業生の就職については、職場実習制度等の活用や、県内7地区で開催される就業促進協議会により、福祉・商工労働・教育・労働局及び事業所の各部門が連携して取組んでいる。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①授産施設等が障害者自立支援法の就労移行支援事業等へ移行するにあたっては、福祉・商工労働・教育及び労働局の相互の連携を充実させ、実践的な活動を検討・展開し、効果を上げること。 ②養護学校卒業生の一般事業所への就職率向上と職場定着支援の充実を図ること。
検討体制	①各圏域の圏域調整会議において、障害福祉計画に係る圏域内調整等を行う中で就労関係について関係部門が連携し検討を行う。また、障害者雇用支援合同会議（仮称）を設け、県の障害福祉計画の数値目標の設定と達成に向けた取組について検討する。（福祉・商工労働・教育部門及び労働局の連携） ②養護学校生徒の一般就労促進に係る検討会を引き続き開催する。（福祉・商工労働・教育部門及び労働局の連携）
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施、圏域調整会議の体制整備 等 7～8月 圏域調整会議、障害者雇用支援合同会議（仮称）による調整 9月 障害福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	担当課名 健康福祉部障害者プラン推進室 担当者名 山登康治 電話/FAX 054-221-2352/054-221-3267 eメール koji1_yamato@pref.shizuoka.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：愛知県

本県においては、障害者の職業的自立を促進し、雇用対策の充実強化、定着対策の推進を図るため、次のような事業に取り組んでいます。

- ①愛知労働局が中心となって、県の労働関係機関や教育委員会等が情報交換を行うため、愛知障害者雇用連絡協議会を年1回開催している。
- ②乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを県内各地域に構築することを目的として、県レベルでの愛知県特別支援教育連携協議会や、教育事務所単位で地区特別支援連携協議会を開催しており、関係機関の支援のネットワークの構築が図られつつある。（教育委員会）
- ③就業及びこれに伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し必要な助言指導を行うため、障害者就業・生活支援センター（3か所）を設置し、雇用の促進、職業の安定を図っている。（健康福祉部）
- ④福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、知的障害者のインターナーシップ事業（雇用予約を伴わない短期的な職業実習）を実施している。（産業労働部）

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	①障害福祉計画の策定（健康福祉部） ②県内企業の法定雇用率達成割合の向上、障害者の職業訓練メニューの拡充（産業労働部） ③障害のある生徒の就労支援に向け、教育、労働、福祉等の関係機関が連携・協力を図るため、個別の教育支援計画を有効活用するための連携の在り方検討（教育委員会）
検 討 体 制	①愛知県障害者施策推進協議会（健康福祉部） ②なし ③愛知県特別支援教育連携協議会（県全体）、地区特別支援連携協議会（各地区）（教育委員会）
全 体 ス ケ ジ ュ ル (平成18年度中)	①平成18年4月～7月 サービス見込量の算定・集計、市町村と県との調整 10月 パブリックコメント実施 平成19年2月 愛知県障害福祉計画策定 ②なし ③年2回ずつ開催予定
国との連絡調整窓口	就業促進課 佐藤 電話052-954-6367 FAX052-954-6927 E-mail:shugyo@pref.aichi.lg.jp 特別支援教育課 祖父江 電話052-954-6798 FAX052-954-6964 E-mail: tokubetsushienkyoiku@pref.aichi.lg.jp 障害福祉課 加藤 電話052-954-6291 FAX052-954-6920 E-mail:shogai@pref.aichi.lg.jp